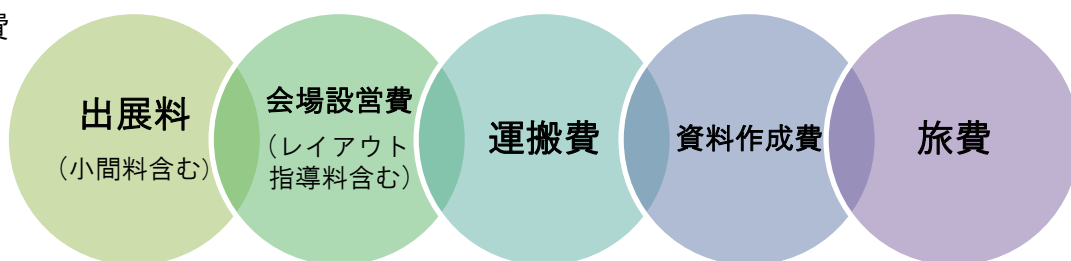


常陸太田市中小企業等販路拡大事業費補助金

常陸太田市では、市内に事業所を有する中小企業者が販路拡大のため見本市等へ出展するための経費の一部を補助します。

- 1 対象者 市内に事業所を有する中小企業者（**日本標準産業分類による製造業・情報関連産業に分類される業種に限る**）
- 2 対象事業 取引先や事業提携先の開拓，受発注の機会の確保，拡大を目的に製品や製造技術等を見本市等へ出展する事業
※年度内に複数の見本市に出展する場合，うち1件を補助します。
※小売を目的としたものや個別営業活動は対象となりません。

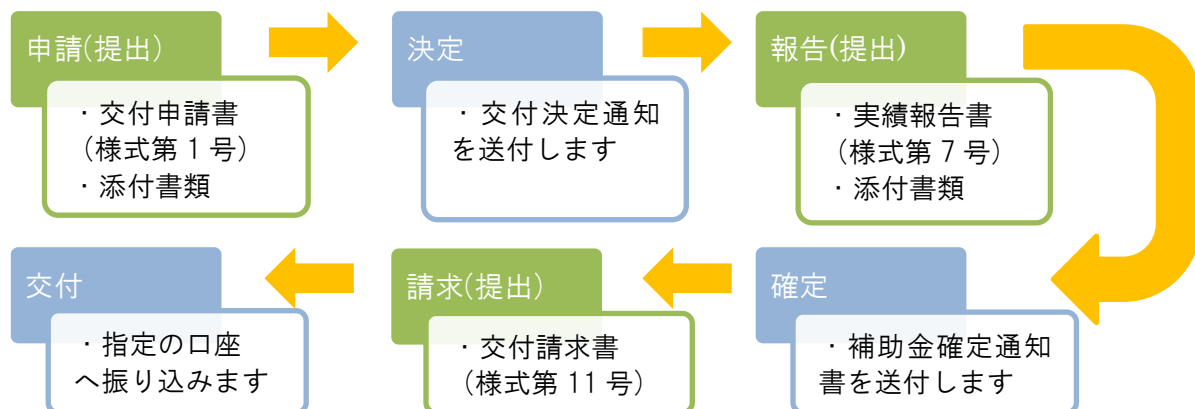
3 対象経費



資料作成費…海外での翻訳代・通訳代，販路拡大に係る代理店との契約代を含みます。
※国や県，団体等から補助金や助成等を受ける場合，その補助金等相当額は対象となりません。

- 4 補助額 **補助対象経費の総額**の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）
国外において開催される見本市等…50万円上限
国内において開催される見本市等…20万円上限
※予算の範囲内における補助とします。

5 申請方法



- 6 その他 ①補助金の目的外使用や事業の変更・中止があった場合は，補助金の取り消しや返還となることがあります。
②必要に応じて関係書類等の提出をお願いする場合があります。
（関係書類等は5年間保管をお願いします。）
③補助金の効果等検証のため，成果等の追跡調査をお願いする場合があります。

《提出先・問い合わせ先》

常陸太田市

商工観光部 商工振興・企業誘致課

TEL：0294-72-3111（内線 621・622）

FAX：0294-72-0288

E-MAIL：yuchi@city.hitachiotalg.jp